

開催日時：令和5年9月5日（火）13：00～14：40

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、中野晶子内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和5年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番20：育児休業給付金の支給延長に係る要件の見直し（こども家庭庁、厚生労働省）>

（大橋部会長）今回お示しいただいた見直し案において、ハローワークが中心になっていただけというのは前進だと思う。ただ、入所保留通知書（以下「保留通知」という。）による仕組みが残る点は気になる。

（厚生労働省）保留通知の仕組みが残るといよりは、もともと育児休業・給付延長を申請する、しないにかかわらず、保育所に申し込んで入れるか入れないかを知らせる通知というのは、もともと自治体から出されているもので、育児休業・給付の延長申請のために、別途自治体に作成いただいているわけではない。

（こども家庭庁）保留通知については、もともとは保育所への入所が行政の措置として実施されていたところ、平成9年に、行政の措置だけではなく、そこに選択を認めるべきだという議論があり、選択を認める上で申請するという、行政の措置に対して申請をするというのは、制度上は本来並び立たないものではあるが、当時、申込みを認めるということを見守る法律上の改正で入れた。措置制度を前提にした上で申込みをするという、それに対して何らかの答えをすることを手続上保障するという仕組みになっている。それが当時は、入所不承諾通知というものであり、現在は保留通知に名前を変えている。制度も、措置制度から子ども・子育て支援新制度に大きく変わっているものの、そのまま継続をされて、今も続いている。

その上で、育児休業・給付の延長に当たっては、こういった制度でもともと交付されていた保留通知を延長申請の手続に活用されている。

（大橋部会長）保留通知は拒否通知か。

（こども家庭庁）拒否か拒否でないかということではなくて、入所できるかできないかを通知するものである。

（大橋部会長）その手続は、行政手続法という一般法にないものをそちらでつくられているということか。

（こども家庭庁）入所調整の場合、申請に対して入所が決定する場合にはそれで決定である一方、決定されないケースは様々ある。もちろん最終的にどこにも入所できないケースもあるが、そのことのみをもって待機児童数にはカウントはしない、御本人が要望された保育所に入れられないということをもって、保留通知を交付するケースもある。結局、入れたか入れないか、入れる方が入れない方かということで発行する。

（大橋部会長）延長申請を裏付ける書類として、従来どおり保留通知が要求されて、利用者もそれを出すことを求める行動をとられると考えると、これは解決策にならないのではないか、これで今の混乱状況が変わるのか。

（厚生労働省）ハローワークで様々なデータ・資料に基づいて認定判断をするため、現状としては、自治体の窓口の方々から制度趣旨も含めて御説明いただくなど御負担をおかけしているところを、そこはまず、ハローワークに御本人から申請をしていただいて、そのときに、保育申請の結果をつけていただくだけであり、その部分は判断の流れも変わることから、今までより自治体の方の御負担は減ると考えている。

（大橋部会長）ハローワークは認定手続において何を確認されるのか。

（厚生労働省）育児休業給付を延長しなければいけない、要するに保育所に預けなければ働けない状態なのかどうかというようなことを本人に様々お伺いして確認を行う。

（高橋構成員）ハローワークが前に出いただくということで一歩前進だと思う。ハローワークが初めて申請者と接触するタイミングは具体的にいつか。

(厚生労働省) 制度上は原則として1歳までであり、雇用の継続に必要である場合に、1歳半まで及び2歳までの延長が認められる。1歳以降及び1歳半以降の給付の申請時に手続きが生じるため、お子さんが1歳及び1歳半になるときである。

(高橋構成員) 児童によって異なるということか。保育所の入所決定も、ばらばらの時期になるのか。

(こども家庭庁) 結局、年長児が小学校に入学するときに定員が一気に空くため、多くの方は4月入所となる。ただ、育休の場合など、年度途中で職場復帰したいケースもあり、自治体の判断で4月入所だけではなくて、毎月や2か月に一度など、随時応募して利用調整を行っているところもある。

(高橋構成員) これまでは、實際上、自治体が給付手続の前さばきの事務を担わされている状況になっているのではないかと。それが非常に負担だとの話であるため、この給付の手続全体をハローワークで見させていただくという観点からは、育児休業・給付を計画している人にハローワークに来ていただいて、そこでしっかり制度の説明をして管理いただいた上で、最終的に申請が出てきたときに認定をするという形も考えられるのではないかと。

(厚生労働省) 育児休業・給付の延長の制度趣旨の説明はしっかり行っていきたい。機会を捉えて説明していくことも重要だと考えている。ただ、育休の延長を希望するという人は、概念上存在しないことになるため、結果として保育所に入れなかった者に対して、雇用の継続の観点から給付が必要であるため給付を行うという、休業制度も給付制度もそういう趣旨であることからすると、難しい。とはいえ、今後はハローワークにおいてしっかり周知・説明していきたい。

(高橋構成員) 待機児童が発生するかは、年や地域によっても違うと思うが、発生するおそれがある地域においては、ハローワークが育児休業・給付受給者の延長希望の有無を管理することで、自治体に前さばきの事務負担が発生しないようにすることは制度設計上あり得るか。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、育休の延長を希望するというのは、概念上はない。ただ、おっしゃったように待機児童が多い地域で発生確率が高いということを踏まえて、ハローワークで事前に周知をしっかりと行うというのは、案としてあり得る。そこは検討してまいりたい。

(伊藤構成員) 現状、保留通知の交付が非常に負担になっているということで、ハローワークで御対応いただける部分がこれから出てくるというのはありがたい。ただ、示していただいた方法は、申請内容が正しいかをハローワークがチェックし、仮に分からない場合に自治体に問い合わせるものであり、結局、保留通知を出しているかどうかを確認する作業になるのではないかと。利用者は、事前に自治体に保留通知を出してもらってからハローワークに申請するというのであれば、結局今と変わらない。さらにハローワークからの問い合わせも受ける場合、事務負担が増えるのではないかと。

(厚生労働省) この方向で進めてよいかというところがまずあるが、この方法でよいとなった場合、我々が申し上げた見直し案では、御本人からの申告書にどのような内容を盛り込むか、二重で確認が必要とならないよう、また、手続的にも自治体に御不便をおかけすることが減るように、よくすり合わせていきたい。

(勢一部会長代理) 手続の点で、保留通知が、今回の見直し案のほうでも事実を裏付ける書類の代表例として挙がっているが、これ以外の書類でどのようなものを想定しているのか教えていただきたい。

(厚生労働省) 自治体が発行している書類の典型的なものとして保留通知があるという認識以上のものはない。事実確認をするに当たって、必要な事実が盛り込まれていれば、その書類によって全て確認することになる一方で、足りない場合は、我々が補完的に自治体や申請者に確認させていただく。保留通知だけを証拠とするのではなく、ハローワークにおいて確認するという趣旨である。保留通知以外に適切な証明手段があることを念頭に置いているものではない。

(大橋構成員) そもそも今回、自治体から提案があった趣旨は、入所意思がない人が入所申込みをすることによって保育所の入所選考の非常に大きな負担になっているということ、私が聞いたところによると、例えば1歳以降も育児休業・給付の延長を希望する人は保育園に入れてはいけないことから、その自治体内で最も競争率の高いところで絶対入れなさそうところを申請して、あえて外れるとか、そういった形で自治体側の入所選考の手続に大きな混乱をもたらしていることから、育休延長の制度の手続を見直して、全く入所する意思がない者が保育申請をしないでもいいようにしてほしいというものであったと理解している。その点、見直し案では、結局添付する書類は変わらず、入所意思のない者が入所申請を行う事象自体は解消しないのではないかと。

(厚生労働省) 自治体からずっと御指摘をいただいたことであるが、我々の反省としては、要件として、本人が希望して入所申請し、実際に入所できていないことを、保留通知があれば客観的に確認できる、それさえあれ

ばいいと、実務上そういう扱いをしてしまったことがある。その結果、育児休業・給付を、できれば延長したいという方々が、とにかく保留通知さえあれば延長ができると、自治体に不適切な相談をしたり、保留にならなかった方が苦情をおっしゃったりということがあり、自治体にかなり御負担をおかけしてしまった。

これらの反省を踏まえて、育児休業・給付の延長が必要な状況であるという要件について、保留通知ではなく、最終的にはハローワークで確認した上で、それを認めた場合に延長できることとし、ある意味で責任をこちらに寄せた形にする。具体的にどういった基準でどのような確認を行うかというのは、今後詰めさせていただきたい。それによって、自治体の負担、これまでの苦情とか相談といった負担も軽減されると考えている。

(大橋部会長) ハローワークで判断していただくときに一番大事なのは、育児休業・給付を延長しなければならぬ状態にあるということはどう確認するかであるが、その場合の確認事項として何があるかというのが、今日の答えではまだはっきりしない。保留通知以外のところが不明のため、何ら変わらないではないかと自治体は受け止める。保留通知に依拠しないというのであれば、ハローワークが主体的に確認する事項というのを確立していただきたい。

(厚生労働省) 確認の内容は、これからよく整理をして、自治体の方々の御意見も伺う必要があると考えているという前提だが、確認事項として例えば、ある者の家から歩いて5分ぐらいのところに人気の保育所があり、歩いて3分のところに、ほかにも複数、空きのある保育所がある場合、その状況を自治体との連携によって分かるような状況であれば、空きがある保育所を申請していない理由等を御本人に聞くことなどは、考えられる。

(大橋部会長) この件は繰り返しのテーマであり、できれば今年で終わりにしたい。ハローワークが制度の前面に出ていただくのは非常にいいことではあるが、その場合も保留通知が機能をしていく限りは、今までと同じことが繰り返され、来年以降の提案でまた出てくることになる。自治体の保育窓口業務に影響を及ぼさないような工夫をしていただくことを肝に、詰めていただきたい。

(厚生労働省) 私どもも、自治体の方々に、制度の説明から含めて御負担をおかけしていることは申し訳ないと思っている。自治体がもともと出している通知、それさえ本人経由でいただければ、あとは申請者が作る申告書と御本人に対する質問などにより、判断する。ハローワークの判断によって、保留通知があっても延長が認められないケースがあることが広まれば、無理やり保留通知をもらうような不適切な行動は減ると考えている。そうなるように、制度を見直したい。

(大橋部会長) 提案団体からのアイデアとしては2つあり、1つは育児休業・給付を2年まで認めてほしい、そうすれば、この問題はなくなるというもので、これは無理だとお答えがあった。もう1つは、申込みを義務付けると、結局、利用意思がない者も申し込んで手続に負荷をかけるから、入所しているか、していないかなどで判定することとし、自治体の保育窓口に影響を及ぼさないでほしいというものであった。これは結局、省令の中身を変えてほしいということであり、省令の要件の立て方が問題の根源であると思うがどうか。

(厚生労働省) 入所申込みを要件とせず、入所しているか、していないかで判定とした場合は、保育所入所を希望していない者に対して延長を認めることとなってしまう、雇用の継続のために特に必要な場合に限定して延長を認めることとしている法律の趣旨に反する。なお、今回御提案したものは、現在、本人が希望して申し込んだものの保育を受けられないという要件のみのところに、延長が必要な状況にあることをハローワークの所長が確認するという要件を加えるもので、省令の改正を考えている。

(高橋構成員) 自治体と協力して、ハローワークが、申請の最初から最後まで説明を含めて責任を持って実施できる制度にさせていただけるとありがたい。

## <通番7：地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び計画期間の見直し（内閣府）>

(大橋部会長) 提案団体等へのヒアリングの結果、制度を活用できるほどの具体性が確認できなかったため制度改正の判断が難しいとのことだが、今回の提案は、制度の活用事例が少ない中で、広域の観点から制度を使えるのではないかとアイデアが出てきたものである。

温泉街など受益と負担の関係が分かることでの活用を制度設計時に想定していたものだと思うが、広域の場合でも、受益と負担の関係を明確に示すことが可能な形でのモデル設計をすれば制度活用が可能であることや、受益と負担の関係の示し方をもう少し宣伝・PRすることで、実現に向けてやっていくといいのではないかと。

提案に対する検討過程で様々調べてきた結果も踏まえ、受益と負担の関係性などの具体性が固まったときに参考にできる広域バージョン型のスキームについての周知・宣伝をしていただくことはいかがか。

(内閣府) 限定的な地域での制度活用を考えてきたため、広域の場合にどのようなニーズがあるかは、提案団体と引き続きコミュニケーションを取り、具体のニーズも含めて、意見交換を行いたい。

(大橋部会長) 活動範囲がある程度広域であっても、受益と負担の関係が確認できる場合には、制度活用は発展的に開かれたものであることを示すメッセージを出すことはいかがか。

(内閣府) 提案団体等によると、7県全域での活動を想定することであったが、一般論としては関係者が増えれば増えるほど合意形成が難しくなると認識している。

今回、広島県及びエリアマネジメント団体に事情を聞いたが、他6県に対する理解を得るという意味でも、いきなり7県全部で始めるよりは、それよりも少し小さなエリアで実験的にやり、どんどん広げていくというのも一つのやり方と考えており、提案団体等の意見を聞きながら進めていきたい。

(大橋部会長) 活動区域が市町村域をまたぎ、広域調整が必要なときには、むしろ県などが調整に入ること調整がつく場合があるかもしれない。広域調整に関して何かメッセージみたいなものが出ると、さらに活用可能性が広がる印象を持っているが、いかがか。

(内閣府) 現在の制度事務は市町村単位であるが、団体の活動エリアが市をまたがって、それがたまたま県をまたがっている場合というのも想定され得る。現行制度では、各市町村が条例制定等を行うこととしているが、このような場合の都道府県の関与の仕方については、都道府県・市町村とも具体的な話を聞きながら検討していきたい。

(勢一部会長代理) 狭い地域なのか広い地域なのかによって合意形成の状況が変わるという説明は、まさにそのとおりだと思料する。そういう意味では、適当な活動計画期間も事例で異なると思料するため、今後の検討では、計画期間の柔軟化についても念頭に置いていただきたい。地方自治体の計画策定に関しては、閣議決定されたナビゲーション・ガイドの考え方もある。

(大橋部会長) 計画については、一定期間での検証の大事さというのは否定するものではないが、検証の仕方を厳格に定めることで現場が大変になっている問題があるため、地方自治体が自主的に判断できるような形で検証ができる範囲を模索することは、計画策定に関して全体的に行っている。ナビゲーション・ガイドに示すように、5年という期間について、実質を捉えつつも厳格にならないようにすることについて、御理解いただきたい。

(内閣府) 個別具体の事業が出てきた段階で、想定し得る支障事例を教えていただければ、制度設計するときに参考になるため、その点に留意しながら、地方自治体と意見交換を行っていきたい。

## <通番17：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用（国土交通省）>

(国土交通省) 現在、地方自治体等に対してヒアリングを行っており、幾つかの地方自治体によると、前回のヒアリングでも部会長から指摘があった、民間開放するのは良いが行政庁の能力が落ちてしまうのではないかと、との懸念を持っている方が想像以上に多くいた。また、行政庁の能力が下がるということもあるが、民間開放することで、組織が小さくなり、結果的に建築確認等に対応できる人が少なくなってしまうという悪循環にならないかという懸念の声があった。

一方で、進めてほしいという声も当然あった。被災自治体である兵庫県は災害時のことを仰っており、例えばURの大きな団地がある地方自治体で、URが大々的に建て替えをする場合、計画通知の負荷は地方自治体に大きくかかり、被災地と同じようなことが起こり、大きな公的賃貸住宅団地を建て替える際などにも同様のことが起こるといった声があった。

地方自治体の話を聞いてみると、やってほしいという声は営繕部局で、懸念を持っているのは建築確認の部局であった。私どもは建築確認の立場で地方分権の提案を受けているが、同じ地方自治体の中でもやってほしいという人と、ちょっと待ってほしいという人がいるのではないかと思う。この流れで話を聞くと、あえてやってほしいと言わなくても話としては実現の方向に流れていくと思う方が多いので、どちらかという懸念の声の方が強く聞こえてくる。

まだ幾つか話を聞いてみないと分からないところはあるが、今回の提案を拒否したとしても、懸念の声は恐らくなくなり、それはまた別の問題ではないかと思っている。もちろん今回の提案を実現することが懸念を加速させるという面はあると思うが、それは別途対応する課題ではないかと考えている。

具体的には、今年度の下半期から国土交通大学のプログラムの中で、地方自治体の建築確認を担当する職

員向けの研修を企画しており、地方自治体の方に講師で来ていただく予定。

それから、昨年の分権提案を踏まえて対応した2級建築主事制度で、資格者を増加させるため、現在、検定に向けた準備を進めており、来年度から実施したいと思っている。そういった今回のこととは違う対応を地方自治体と相談しながら進めていきたいと考えている。

いずれにしても懸念の声も地方自治体からの声であり、これが大きくなっても反対とならないように粘り強く議論をして、なるべく早く前向きな方向で検討していきたいと思っている。

(大橋部会長) 現状、前回話したように、かなり民間のシェアが増えてきている状況であり、逆にそれだけ大きな比重を占める民間が入り込めないエリアというのが法令上つくられているということになると、震災のときに待たなして大規模再建があったり、先ほど話のあった団地の大規模建築があったりしたときに、制度的に入れられないということになる。小規模地方自治体で全部シェアするのかということになったときに支障になってしまうことが新しい問題として出てきている。その対応ということからすると、提案団体の言うことも分かる気がする。他方で、ある程度コアとしての市町村の持つ建築確認能力の維持というのは、制度の根幹で始めから期待されているので、そこを守り抜いていくというのは別途の政策として必要であり、施策を両輪でやってくということをしなないといけないような状況なのかなというのが正直な印象である。

そのため、先ほどのような支障があって、ここから進まないことの弊害をしっかりとここで洗い出した上で進めていただければと思う。

時期は、年末の分権一括法に乗せて改正ということなので、今回も法律の条文、建築基準法に1個足さないといけないと思うが、スケジュールは間に合いそうか。

(国土交通省) これから法制的な詰めもしないといけないため、事務局と相談をさせていただきたいと思う。

(大橋部会長) 問題意識はもう十分伝わっていると思うので、後は変な影響が起きないように調整しつつ、事務局と詰めていただきたい。

#### <通番 11：要介護（要支援）認定申請に係る調査主体の拡大に関する見直し（厚生労働省）>

(大橋部会長) 本提案は追加共同提案団体が多く、千葉県と我孫子市だけの問題ではないと思われる。新規申請に係る認定調査が、利益誘導的な観点からなされる蓋然性が大きくなるということについての具体的なエビデンスはあるか。過去の国会等で指摘があったことは認識したが、当時とは状況が変わってきているのでは。

(厚生労働省) 更新・区分変更申請に係る調査の対象者は、既に介護サービスを利用しており、自治体や、ケアマネジャー・介護サービス事業者のトラックレコードがある。一方、新規申請に係る認定調査の対象者にはトラックレコードがない。当時、総務省からの勧告や国会での指摘を踏まえて制度改正した経緯があり、再度、指定居宅介護支援事業者等へ新規申請に係る調査を委託できるよう、制度を元に戻そうとしても、不公正な調査が行われる懸念を払しょくできるようなエビデンスがない。認定事務の負担が大きいことについては、真剣に考えていく必要があると思っているが、全国の実態を見ると、各自治体で様々な工夫をしている。提案団体・追加共同提案団体として手を挙げている自治体と、そこを管轄している都道府県をつなぎ、個別に解決策を探ることが建設的な進め方であると考えている。

(大橋部会長) 提案団体の地域では、指定市町村事務受託法人の数が少なく、申請から認定までに期間を要しているという実際の支障がある。自治体からは、公正性・中立性を保つための策として、認定調査時の営業活動禁止の周知徹底や誓約書の記載・市町村職員による調査内容の点検等が提案されているが、これらを含め、提案団体の提案通りに検討することはできないか。

(厚生労働省) 提案内容が、支障の解決策として本当に有効なのか。ケアマネジャーが大変多忙であると指摘されている中で、県の指定がなくても新規申請に係る認定調査を可能としたところで、支障解決につながるかは、検討が必要であると考えている。

また、認定審査会では膨大な量の認定をしており、ファクトは正しいものとして医師や専門家が議論するため、ファクトファインディングが重要である。新規申請に係る認定調査の対象者についてはトラックレコードがないことも踏まえて、現行制度になった。

(高橋構成員) 制度改正当時から、申請者数の増加等、状況が変化している。また、資料 11 ページや 15 ページの中で、施設調査及び在宅調査において、市町村実施の場合と委託した場合の認定結果を比較するグラフや、施設調査において不正が発覚したことについての記載があるが、施設調査のグラフの中に、新規認定に係る調査は入っているのか。

(厚生労働省) 施設調査は、基本的に既に入所されている方を対象にしている。

(高橋構成員) 資料 11 ページのグラフを見ると、市町村実施の場合と委託した場合の認定結果に、大きな差異があるのは施設調査の方である。施設調査は、基本的に更新・区分変更に係る調査が行われており、かつ在宅調査と比較して顕著に差異が生じているとなると、これは「新規申請に係る認定調査が、更新・区分変更と比較し、不正な調査が行われる蓋然性が大きいと、指定居宅介護支援事業者等に委託させることはできない」という主張のエビデンスにならないのではないか。国会の指摘も約 20 年前のものであるので、改めて検討し、制度設計していただきたい。

(大橋部会長) 実態調査の実施や、社会保障審議会等で議論するなど、まずは提案通りの内容を検討して欲しい。

(厚生労働省) 実態調査についても検討したが、どのように調べたらエビデンスが確保できるかという点が難しい。また、新規申請に係る認定調査を指定居宅介護支援事業者等に直接委託できるようになれば、提案団体が抱える支障が解決するかという点、ケアマネジャー自身にもそれほどキャパシティがないと思われる。提案団体・追加共同提案団体と、それらの自治体を管轄している都道府県と話し合い、問題がどこにあるのかを考えたい。

(大橋部会長) 事務局とともにアンケートをとるなど、幾つかやり方があるのではないかと。

(厚生労働省) 保険事故が発生しているかどうかという認定を、利害関係者になり得る者が実施するのは、他の保険制度でもない話である。まずは、支障を抱えている自治体と、そこを管轄している都道府県に実態を聞いて検討したい。

(石井構成員) 貴省が検討している支障の解決策は、指定市町村事務受託法人制度を活用しやすくすることか。

(厚生労働省) 現行の指定市町村事務受託法人制度について、厳しい規制を設けているわけではないため、様々な解決策があるかと考える。提案自治体と指定市町村事務受託法人制度について話し合うことで、むしろ早く解決につながるのではと思っている。

(大橋部会長) 提案団体や追加共同提案団体が納得いくよう、実態調査等を実施し、具体的なエビデンスを示していただきたい。約 20 年前の資料をベースとして説明されているが、当時と状況が変わってきており、指定市町村事務受託法人が少なく、認定までに期間を要している自治体がある。また、公正性・中立性を保つための策として、認定調査時の営業活動禁止の周知徹底や誓約書の記載・市町村職員による調査内容の点検といったアイデアが出されているので、これらも含めて検討いただきたい。

(厚生労働省) 全ての自治体に調査を行うのではなく、まずは提案団体の実態を把握して解決策を探りたい。

(高橋構成員) 追加共同提案団体としてどれぐらい手が挙がっているか。

(泉参事官) 函館市、盛岡市、ひたちなか市、足利市、船橋市、川崎市、御嵩町、浜松市、枚方市、羽曳野市、安来市、広島市、高知県から手が挙がっている。

(高橋構成員) これらの追加共同提案団体にも幅広く聞いていただきたい。

(泉参事官) 厚生労働省ともやり取りしながら、自治体の声を拾いたい。

(大橋部会長) 多くの追加共同提案団体から手が挙がっているので、意見を聞くことや、ファクトの提示をお願いしたい。

(厚生労働省) 承知した。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)